



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年3月19日
東北運輸局災害対策本部

東北地方太平洋沖地震に伴う災害復旧車両等の自動車検査証有効期間の伸長について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響で、東北6県に使用の本拠の位置を有する自動車は、既に当該自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、新たに、※被災地における救助、災害復旧、物資輸送等に使用される自動車について、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から同年4月10日までのものは、平成23年4月11日まで（秋田県、山形県及び新潟県に使用の本拠を有するものは、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から同年4月15日までのものは、平成23年4月16日まで）伸長するものとして、当該自動車を管轄する各運輸支局長等から公示されましたのでお知らせいたします。

※《被災地における救助、災害復旧、物資輸送等に使用される自動車の範囲》

東北地方太平洋沖地震の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されていることを証する書面を有する自動車

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部技術課 千田、鶴田

電話：022-791-7535